

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の 改定案について

平成 30 年 10 月
国土交通省住宅局

1. 背景

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 25 条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準は告示に定められている（平成 21 年国土交通省告示第 15 号。以下「業務報酬基準」という。）。

近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、今般実施したアンケート調査の結果に基づき、建築士が業務量に応じた適正な報酬を得ることができるよう、業務報酬基準の見直しを行う。

2. 概要（別紙 1「新旧対照表」・別紙 2「略算表」参照）

今般実施したアンケート調査の結果に基づき、以下のとおり業務報酬基準の見直しを行う。

- ・設計業務や工事監理業務に係る直接経費及び間接経費の額は直接人件費の合計額に 1.1 倍することにより略算することができることとする（現行は 1.0 倍）。
- ・直接人件費等の略算の対象となる建築物の床面積の範囲を拡大するとともに、略算表の数値の見直しを行う。また、共同住宅及び福祉・厚生施設については第 1 類及び第 2 類の分類を廃止し、略算表の統合を行う。
- ・複雑な設計業務や工事監理業務が発生する特殊な構造の建築物等について、直接人件費等の略算の際に略算表の数値に乗じることとする係数の見直しを行う。
- ・業務報酬基準において直接人件費等の算定の対象外とされている標準外業務（標準業務に付随する業務）を明確化するための見直しを行う。

※「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成 21 年国土交通省告示第 15 号）」は廃止し、新規告示として制定予定。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成 30 年 12 月

施 行 公布の日